

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 12 日現在

機関番号：34310

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24720328

研究課題名(和文) 清代後期の女性と訴訟

研究課題名(英文) Women and lawsuits in late Qing period

研究代表者

水越 知 (MIZUKOSHI, Tomo)

同志社大学・文学部・助教

研究者番号：90609538

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、清代重慶の行政公文書『巴県档案』の閲読、データ整理を通じて、清代後期における女性が関係する訴訟の実態を調査し、案件事由の傾向を考察した。その結果、夫が訴訟の主たる発動者であることや、法的な制限にもかかわらず、妻からの訴訟がしばしば見られることが分かった。これと並行して『巴県档案』の寺廟関係档案を中心に清代重慶の地域史を調査し、訴訟を多発させる社会的背景を分析した。農村部において女性に関する訴訟が多かった地域では、寺廟をめぐる有力者たちの紛争があったことも確認できた。また都市部の城隍廟などとの比較により、農村部には都市と異なる宗教的空間が存在する実態の分析も進んだ。

研究成果の概要(英文)：In this research, through employing the Ba County archives that contains government documents of Chongqing in Qing period and sort statistical data, I investigated the actual condition of the lawsuit related to the woman in the second half of the Qing period, and considered the tendency of the reason of a matter. As a result, it turned out that husband played a reading role in a lawsuit, or that wife often took the husband to court in spite of legal restriction. I also investigated the regional history of Chongqing focusing on the historical records of temples and analyzed the social background which caused many lawsuits. In the countryside, I have confirmed that there had been conflict of the influential persons involving a temple and mausoleum in the area which had many lawsuits about a woman. Moreover, by comparison with temples of urban area such as City-god temple, I carried out analysis of the actual condition that had different religious space from a city in the countryside.

研究分野：東洋史学

キーワード：中国史 女性史 家族 地域研究 文書史料 民俗宗教 訴訟 法制史

1. 研究開始当初の背景

(1) 前近代中国の女性の社会的地位や役割については、従来、女性の法的地位の問題、儒教思想の下での女性のあり方が大きな研究テーマとされてきた。また固定化された見方への反動として文学作品からアプローチすることで女性像を一新しようとする試みもあった。ただしこうした研究ではいまだ女性の生活実態を明らかにするには不十分であった。

(2) そこで未開拓の史料群として訴訟に関わる史料が注目された。それは他の史料に比べて知識人のフィルターが余りかからない性質と、親族関係や財産をめぐる訴訟に女性がしばしば登場する事実が知られていたからである。ただし判例集を利用した場合は、地方官による「ストーリー」として恣意的な解釈を考慮せねばならず、その手前にある公文書＝档案史料の活用が望まれていた。本研究開始前には档案史料を中心に据えた女性史研究はほぼ皆無であり、本研究が利用した『巴県档案』も存在は知られながら、女性関係の史料の内容はほとんど知られていなかった。

2. 研究の目的

(1) 清代後期の中国社会で頻繁に起きた訴訟・紛争の実態と、その背景にある社会システムを明らかにすることを大きな目的とした。そのなかでも訴訟社会と対極にあると観念される「儒教社会」との関係に注目し、儒教思想の下で礼や規範による秩序が訴訟を無くすという「無訟社会」の理想に対し、現実には家族内での訴訟が絶えなかった状況を構造的に分析する基盤を築いていくことを目指した。具体的には以下の項目を研究の主眼とした。

(2) 女性をめぐる紛争の実態解明：従来の判例集を中心とした研究では史料が不足していることを踏まえ、『巴県档案(同治朝)』の 婦女 分類 1361 件の分析を進め、圧倒的多数を占めたと思われる、知県の判決に至らなかった案件について内容を調査し、他の史料・研究との比較材料の構築を目指した。

(3) 時代性・地域性・社会階層の問題：これらの観点を研究の背景に加えることで、『巴県档案』の史料分析に客観性を加えることをもう一つの目的とした。『巴県档案(同治朝)』は 19 世紀後半、重慶府巴県という時間と地域に限定された史料であり、そこで行われた女性関係の訴訟の特徴を判断するために並行する諸史料との比較を行う必要がある。そのうえで中国社会における紛争・訴訟の意味、法秩序・家族秩序のあり方など、より大きな議論へ結び付けていくことを考えた。

3. 研究の方法

本研究の研究方法は『巴県档案(同治朝)』 婦女 に残る 1361 件の訴訟案件の分析および

関連資料の収集、また中国重慶市における現地調査、先行研究の整理を総合する形で計画し、それに基づいた研究を実施した。個別項目については以下のとおりである。

(1) 『巴県档案(同治朝)』 婦女 の分析：京都大学の夫馬進教授(現・名誉教授)が共同研究の際に購入した『巴県档案(同治朝)』のマイクロフィルムを読み進め、 婦女 に分類される 1361 件の案件をデータベース化し統計的に処理した。データベースに関わる項目として訴訟の原告・被告の氏名、住所、人間関係等の個人データ、および訴訟原因や案件処理の結果などを抽出した。これらの項目をもとに数値に基づいた分析を行った。

(2) 関連資料の収集：『巴県档案』に関しては、同治朝以外の時代の档案、同治朝のうち「内政」についてはマイクロフィルムに含まれておらず、中国成都市の四川省档案馆での調査により、その内容を分析することができた。同時に四川省档案馆では同治年間以外の清代巴県档案についてもできるかぎり資料を収集した。このほか重慶市巴南区档案馆では民国時代の『巴県档案』、国内では慶應義塾図書館所蔵の『巴県档案(乾隆朝)』 婦女 の調査・資料収集を行った。これらは夫馬進氏が研究代表を務める科研費の研究会との協力作業でもある。また研究当初に『清代四川巴県衙門咸朝档案選編』が刊行されたのは本研究に大きく役立ったほか、他地域の档案史料、四川・重慶地域の地方志、地図などを国内外の研究機関で資料収集、あるいは書店より購入した。また龍谷大学図書館所蔵の『道教叢典』は清代の重慶近郊で刊刻された一群の宗教文献であることが知られており(都築晶子 2003)、この調査を並行して進めた。

(3) 重慶市における現地調査：2013 年、2014 年の二度、重慶市の中心部と郊外の農村部について現地調査を行った。中心部では重慶の都市機能や交通・商業についてその遺跡を踏査し、農村部の調査では档案に見られた地名の所在や、寺廟の様子、族譜資料などの調査・収集を行った。これには現地研究者と連絡を取り、調査に関する便宜を図ってもらった。

(4) 先行研究の整理：研究計画に示した通り、本研究の課題として女性関係訴訟(あるいは訴訟全体)の傾向が 19 世紀半ばの重慶という時代性、地域性による特殊事例か否かという点である。これに関しては『巴県档案(同治朝)』 婦女 の読解にかなり時間を費やしたことから、他の地域の档案史料を精査する余裕はなかった。しかし同時期に四川省の『南部県衙档案』に関する研究が次々と公開されたことから、これらの研究と対比することで類似の問題に対する比較ができた。档案史料読解に必要な用語・形式などの専門的知識に関しては、夫馬進教授主宰の『巴県档案』の研究会に参加し、読解力を高めるとともに、参加者から提起される問題に考察を加

える形で、研究の意義や方向性を固めていった。また関連する研究も精力的に集め、学会・研究会等の場でその時々の中間的成果を報告した。

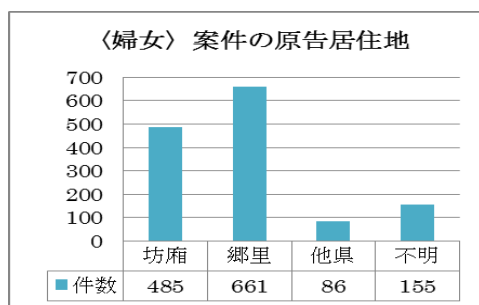
4. 研究成果

本研究の成果は(1)『巴県档案(同治朝)』
 婦女の分析に基づく分析、(2)『巴県档案』
 そのほか地方史料を用いた清代の重慶地域の考察、(3)付随する文献学的な知見、
 に大別される。最後に(4)本研究期間中に
 生じた研究環境の変化とそれを含めた本研
 究の意義をまとめる。

(1)『巴県档案(同治朝)』
 婦女に基づく分析：

全体的な状況として、档案馆の整理では
 1361件であった婦女の案件は、再整理の
 結果、暫定的だが1370件となり、これを基
 にした分析を行った。案件全体の傾向として、
 告訴から審訊(知県の法廷による裁判)にま
 まで至るケースが23%、残る77%については
 結果が不明の案件であり、以前に[水越知
 2011]で明らかにした親子間の訴訟の場合と
 同じ傾向を示した。また同治年間以前の『巴
 県档案』や、台湾の『淡新档案』を用いた先
 行研究の分析では60%程度で結末不明とし
 ているのと比較して、『巴県档案(同治朝)』
 婦女は結果不明の案件の割合がやや高い
 ことが分かった。

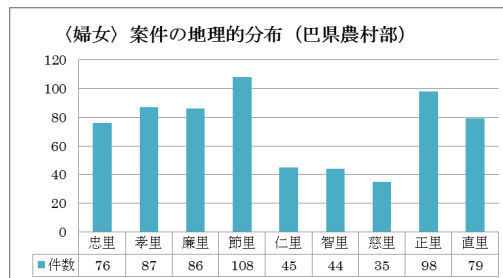
個別のデータの住所記載から割り出した
 地理的な要素についても分析を行った。巴県
 は地方志の表記に従うと、都市部である「坊
 廂」と農村部である「郷里」とに大別される
 が、都市部は長江と嘉陵江の合流地点であり、
 当時の商業・交通の要衝であった。したがっ
 て両者にはかなり大きな社会的落差があっ
 たことが想定される。また地方志・档案など



(グラフ1：水越2014より修正転載)

の人口統計上、19世紀半ばの重慶都市部の人口は農村部の5分の1程度の可能性があるが、それに比して都市部の訴訟件数の割合はかなり高いことが明らかになった。一方で農村部に関して言えば、巴県の行政区画である里甲(巴県では18世紀に12の里が設けられ、1里は各10甲からなっていた)によって整理すると、訴訟の多発した里甲と比較的少ない里甲の存在が確認され、具体的には正里、節里などで訴訟が多く、なかでも節里九甲・十甲、正里八甲に集中していたことも分かった。

このほか原告・被告の住所を調べると、同一の里甲、あるいは隣接する里甲であることが多いことも特徴として得られた。このデータは今後精査していく必要があるほか、実際の地理的情報(地形・交通路・中心市場の位置など)を踏まえた分析が不可欠であるが、例えば婚姻に関する訴訟から「通婚圏」を考察する材料ともなる。これまで知られている他の史料ではこのような詳細な情報を得ることは難しいため、将来の研究の基礎資料となるものと考えられる。



(グラフ2：水越2014より修正転載)

個別のデータから原告と被告の人間関係についても分析した。その結果 婦女 案件に関しては、全体の約半数が原告・被告間に家族・親族関係が認められる。訴訟内容は夫婦間の問題が多いが、なかでも夫が原告となる案件が多いことが分かり、家族・親族関係のなかでも夫が妻妾あるいは妻妾の親族を訴える案件が36%を占めた。また他人を被告とする訴訟でも夫が誘拐・強姦等の被害を訴える案件が多数を占めるため、婦女 案件の主たる発動者は夫であることが明らかになった。同時に注目されるのが、前近代中国では法的に大きな制限があったはずの妻妾から夫への訴訟が少なからず見られることである。婦女 案件のなかでは42件がそれに当たり、夫からの暴力や売春強要等を訴訟理由に挙げることが多いことが分かった。これには妻妾本人だけでなく、親族が関与することも少なくないことも同時に判明した。

これらの分析結果から女性関係の訴訟の主要な論点は「婚姻」のなかでも「離婚」にあると判断した。この点は、現代中国において離婚訴訟が毎年100万件以上に達するという『中国法律年鑑』(中国法律出版社)に見えるデータからも示唆を得た。妻側から夫側を訴える場合には、婚姻関係の破綻を前提として離婚を要求することがほとんどで、結果もまた離婚に至ることが多い。夫に法的優位があるにもかかわらず、訴訟に持ち込むという戦術を採る背景には婚姻がさまざまな契約の上に成り立っていたことがあり、さらなるトラブルを回避するための方策だったと考えられる。すなわち従来の女性史研究でなされていた家族法やジェンダー論の理解では『巴県档案』の「離婚」問題を解くことはできないと思われる。この議論は後日論文にまとめる予定である。

(2) 清代の重慶地域の考察：

女性関係の訴訟が発生する背景として、重

慶地域の社会状況の調査・考察を試みた。本研究では主として『巴県档案(同治朝)』の内政と宗教の分類を讀解し、都市部と農村部で寺廟を中心とした地域社会のあり方を検討した。寺廟を考察の対象としたのは、前近代の地域社会の生活が寺廟の祭祀組織や、民俗的な信仰を中心に営まれることが多いため、実態を看取りやすいと考えたためである。全体としては寺廟の財産をめぐる紛争が多いほか、内政の分類では地方官の宗教政策や寺廟の権利保護などの政令について、地方志など他の史料には見えない記事が見出された。女性に関しては僧侶との私通、誘拐・強姦の被害などの犯罪事件のほか、夫からの虐待に耐えかねた女性が駆け込むアジールとしての機能も確認された。このような信仰対象として以外の女性と寺廟の関わりは他の史料からはなかなか見出せないものとして注目される。

重慶都市部の寺廟として、城隍廟と東嶽廟に関する史料を中心に収集した。城隍廟は明清時代には全国の県城以上の都市に存在した中核的な廟であるが、档案史料などの調査によって19世紀半ばに至ってもなお地方官による祭祀が盛んに行われていたほか、冤罪を晴らすために城隍廟に願い文を出した例や、地方官が事情聴取を円滑に進めるため、城隍廟の前で宣誓させた上で供述させるなど、訴訟との密接な関係が明らかになった。一方で19世紀後半から、城隍廟内に公局と呼ばれる自治的行政組織の拠点が置かれるようになると、城隍廟経営の主導権は公局を動かす有力者たちの手に落ち、宗教活動にも支障を来すようになった。この流れは清代末期に起きた寺廟の財産を公有に帰さしめる動きに先立つような形となり、続く清朝の滅亡により城隍神の権威は完全に失墜したと考えられる。また従来あまり知られていない重慶地方の東嶽廟については城隍廟と類似した性格を持ち、訴訟の場でも同様の役割を期待されていたことも分かった。

婦女 案件の分析により、農村部のなかでも訴訟の多かった節里九甲に注目し、档案や地方史料の分析とともに、現地調査を行った。節里九甲は現在の重慶市巴南区の東南端にあり、他県との境界でもあることから、農村部であるとともに、「淫祀邪教」とされる宗教勢力が活動しやすい場所でもあった。また档案馆の目録では全時期を通じて節里九甲では1900件余りの案件が確認される。節里九甲における寺廟関係の案件は、僧侶同士が自らの属する仏寺の土地の管理権や不行状の僧侶の追放をめぐる寺内の紛争に有力者たちが関与した案件や、僧侶と有力者たちの間での土地紛争などが多いが、一方では日常的に僧侶が在住しない小廟では地域の人々が適当な管理人を雇用し、協力して祭礼を行っている様子が見取られた。このほか問題のある僧侶に関しては僧会司やさらに上層の機関が管理に乗り出しており、地域社

会内でのつながりだけでなく、縦の関係も機能していることが分かった。とくに注目すべき発見としては、節里九甲の案件に散見する覃姓の人々に関して、現地での調査を通じて重慶市の巴南区石龍鎮(旧節里九甲東部)に邸宅跡があるほか、族譜が存在することも分かり、档案史料との重なりを見出すことができた。ただ、いまだに不明の地名が多く、旧行政区画との対応関係も明らかではないため、今後はさらに档案などを精読するとともに、現地での情報収集が不可欠のものとなるであろうが、その基礎的な作業をしたと位置づけることができる。

(3) 付随する文献学的新知見

『巴県档案(乾隆朝)』、『巴県档案(咸豊朝)』の調査により、これまでほとんど知られていない4種の宗教文献が含まれることを発見した。このうち「新刻川主大帝勸善文」は四川地域独特の川主神(古代の四川で治水を行った李冰を祭ったといわれる神)の信仰を反映しており、18世紀後半の飢饉や疫病などの社会不安を天罰とし、川主大帝が最終的破滅までの猶予を請い、その間に人民を教化することで回避しようという内容である。これは19世紀半ば以後に盛んに乩示(神降ろしによって神の言葉を伝える)された「救劫の善書」(山田2011)と呼ばれる宗教文献に類似しており、時代的にはこれに先立つものとして注目される。また「新刻秀観音出身修行記」も信仰の内容は「新刻川主大帝勸善文」に類似するが、信仰対象は観音菩薩である。そこでは1774年に観音菩薩が重慶府定遠県の張秀という女性のもとで乩示した経緯、および乩示内容が知県の手によって詳細に記される。この話は地方志にも簡略に載っていたが、この文書の発見により、19世紀の四川地方に見られた宗教運動の実態解明につながるものと考えられる。このほか書誌情報は未詳ながら『太上感應篇』の刊本が『巴県档案』のなかに含まれることも新たに分かった。これらの史料の出現により、档案史料以外に乏しかった重慶地域の史料に質的な広がりが出たものと考えられる。

(4) 本研究の位置付けと今後の展望

『巴県档案(同治朝)』婦女については、これまで全体を俯瞰した研究は国内外になく、当然ながらそれを基にした女性史・法制史等の研究も存在しない。したがって本研究では基礎的な考察の段階だが、史料全体の状況や問題点が明らかにされたことは、今後前近代中国の社会史・女性史に対して新たな材料を提供することになったと考える。

本研究開始前後から、中国の研究者による本格的な『巴県档案』の研究が始まった。なかでも本研究と深い関わりがある研究として張曉霞氏の巴県の婚姻関係档案の研究、梁勇氏の巴県の地域社会の権力構造に関する研究等、新世代の研究が現れたが、これらは今後日本の学界にも影響を及ぼしていくと

考えられる。また『南部県衙档案』の研究も急速に進んでおり、女性史をはじめ社会史研究においても档案史料の利用が必須のものとなるであろう。こうした新進の研究者と議論する土壌を日本に作っておくことも重要であり、この点についても一定の貢献をなすものと考ええる。

引用文献

水越知 2011 「中国近世における親子間訴訟」、『中国訴訟社会史の研究』京都大学学術出版会、2011、pp.183-224

水越知 2014 「『巴県档案(同治朝)』 婦女の概要 覚書として」、『文化学年報』第63輯、2014、pp.202-217

都築晶子 2003 「龍谷大学大宮図書館蔵『尊徳堂板 道教叢典』解説 清末民初期の重慶府における民間宗教経巻」、『龍谷大学論集』461、2003、pp.238-300

山田賢 2011 「革命イデオロギーの遠い水源 清末の「救劫」思想をめくって」、『中国 社会と文化』26、2011、pp.32-49

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 2件)

水越知、清代後期における重慶府巴県の寺廟と地方社会 『巴県档案』寺廟関係档案の基礎的考察、『史林』、査読有、98巻1号、2015、pp.103-142

水越知、『巴県档案(同治朝)』 婦女の概要 覚書として、『文化学年報』、査読無、第63輯、2014、pp.202-217

[学会発表](計 6件)

水越知、中国近世の民間信仰の理解に向けて 社会史的な視点から、宋代史談話会、2014年10月18日、大阪市立大学、大阪府大阪市住吉区

水越知、中国近世の民間信仰の概括的理解に向けて 社会史的視点から、アジアにおける仏教と神信仰研究会、2014年5月31日、京都大学、京都府京都市左京区

水越知、中国近世の地方社会における宗教空間 19世紀、重慶巴県を中心に、史学研究会、2014年4月19日、京都大学、京都府京都市左京区

水越知、中国近世の離婚問題 清代訴訟史料を中心として、2013年度文化史学会大会、2013年12月7日、同志社大学、京都府京都市上京区

水越知、清代婦女関係訴訟の分析 『巴県档案(同治朝)』を中心として、宋代史談

話会、2013年2月23日、大阪市立大学、大阪府大阪市住吉区

水越知、女は強し、母はさらに強し 裁判史料からみる中国近世の女性像、文化学会、2012年7月18日、同志社大学、京都府京都市上京区

6. 研究組織

(1) 研究代表者

水越 知 (MIZUKOSHI, Tomo)

同志社大学・文学部・助教

研究者番号：90609538